

議案第 1 2 号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 27 年 2 月 24 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

提 案 理 由

国及び他の地方公共団体の職員との均衡を踏まえた給与制度の総合的見直しによる給料表の給料月額引下げに伴う退職手当の支給水準に及ぼす影響に鑑み、国家公務員の退職手当制度の見直しに準じ、現行の退職手当の支給水準となるようにするため、この条例を制定しようとするものであります。

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

職員の退職手当に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項第1号中「45,850円」を「59,550円」に改め、同項第2号中「41,700円」を「54,150円」に改め、同項第3号中「33,350円」を「43,350円」に改め、同項第4号中「25,000円」を「32,500円」に改め、同項第5号中「20,850円」を「27,100円」に改め、同項第6号中「16,700円」を「21,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」の次に「(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)」を加え、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 職員がこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例(以下「新条例」という。)の規定による退職手当の支給を受けることとなるものとして退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで及び附則第5項から第7項まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和59年羽曳野市条例第17号。以下「昭和59年改正条例」という。)附則第2項、第3項及び第6項並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する

条例(平成 15 年羽曳野市条例第 33 号。以下「平成 15 年改正条例」という。)附則第 12 項の規定により計算した額が、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成 21 年羽曳野市条例第 1 号。以下「平成 21 年改正条例」という。)の施行の日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 3 条から第 5 条の 2 まで、第 6 条及び附則第 5 項から第 7 項まで、平成 21 年改正条例附則第 7 項の規定による改正前の昭和 59 年改正条例附則第 2 項から第 6 項まで並びに平成 21 年改正条例附則第 8 項の規定による改正前の平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した額(当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であつて、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあつては、その者が平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として平成 21 年改正条例による改正前の職員の退職手当に関する条例附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額)にそれぞれ 100 分の 87(当該勤続期間が 20 年以上の者(42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。)にあつては、104 分の 87)を乗じて得た額又は新条例第 2 条の 4 から第 5 条の 3 まで、第 6 条から第 6 条の 5 まで及び附則第 5 項から第 7 項まで、昭和 59 年改正条例附則第 2 項、第 3 項及び第 6 項並びに平成 15 年改正条例附則第 12 項の規定により計算した退職手当の額よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その最も多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

新	旧
<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>59,550円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>54,150円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>43,350円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>32,500円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>27,100円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>21,700円</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p>	<p>(退職手当の調整額)</p> <p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職、地方公務員法第26条の5の規定による自己啓発等休業、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定による育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあつた月を除く。以下「休職月等」という。)のうち市長が定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1) 第1号区分 <u>45,850円</u></p> <p>(2) 第2号区分 <u>41,700円</u></p> <p>(3) 第3号区分 <u>33,350円</u></p> <p>(4) 第4号区分 <u>25,000円</u></p> <p>(5) 第5号区分 <u>20,850円</u></p> <p>(6) 第6号区分 <u>16,700円</u></p> <p>(7) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。</p> <p><u>(1) 退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)以外のもの</u>でその勤続期間が5年以上24年以下のもの <u>第1項第1号から第5号まで又は第7号に掲げ</u></p>

<p>(1) <u>退職した者のうち自己都合退職者(第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)</u>以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>第1項</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(2) 省略</p> <p>(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1項</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(4) 省略</p> <p>5 省略 以下省略</p>	<p><u>る職の区分にあつては当該各号に定める額、同項第6号に掲げる職員の区分にあつては零として、同項の規定を適用して計算した額</u></p> <p>(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの <u>前号</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(3) 省略</p> <p>(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの <u>第1号</u>の規定により計算した額の2分の1に相当する額</p> <p>(5) 省略</p> <p>5 省略 以下省略</p>
--	--